

守谷市DX推進業務に係る支援業務 実施要領

1. 目的

守谷市DX推進業務に係る支援業務（以下「本業務」という。）では、「守谷市DX推進計画」及び「新行政モデルの実現に向けたシステム化計画」（以下「本計画」という。）に基づく住民 CRM システム及びデータ連携基盤の構築、市民生活総合支援アプリ Morinfo のスーパーアプリ化や各課業務等の DX 推進等に向けたデジタル技術及びデータ利活用等に関する幅広い領域の情報提供と包括的な事業推進支援、提案等を得ることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 守谷市DX推進業務に係る支援業務
- (2) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 選 考 方 法 公募型プロポーザル方式
- (4) 履 行 期 間 契約日の翌日から令和8年3月31日
- (5) 支 払 条 件 業務完了後、一括で支払う
- (6) 担当部署及び問合せ先

〒302-0198 守谷市大柏950番地1

守谷市市長公室デジタル戦略課

電話:0297-45-1111 FAX:0297-45-6529

電子メール:digital@city.moriya.ibaraki.jp

3. 提案限度額

28,535千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しないこと。
- (2) 守谷市競争入札参加資格規程（平成15年訓令第13号）に基づく令和7・8年度の競争入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
または前記の者と同等の資格を備えている者であること。
- (3) 守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成6年規程第10号）に基づく指名停止期間中でないものであること。
- (4) 守谷市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成20年9月1日告示第76

- 号)第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続き開始後又は再生計画の認可決定が確定した後に守谷市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。
- (6) 守谷市競争入札参加資格規定(平成15年訓令第13号)に基づく令和7・8年度有資格者名簿(物品・役務)に登録された者であること、または前記の者と同等の資格を備えている者であること。

5. スケジュール

令和7年 4月15日(火)	実施要領等の公表
令和7年 4月15日(火)から 令和7年 4月18日(金)午後5時	実施要領等に関する質問
令和7年 4月22日(火)	質問に対する回答
令和7年 4月22日(火)から 令和7年 5月15日(木)午後5時	参加表明書、企画提案書の提出
令和7年 5月16日(金)	第一次審査(書類審査)
令和7年 5月20日(火) 予定	第一次審査結果通知
令和7年 5月26日(火) 予定	第二次審査(プレゼンテーション)
令和7年 5月28日(水) 予定	第二次審査結果通知

6. 実施要領等の公表

- (1) 公 表 日 令和7年4月15日(火)
- (2) 公表方法 市公式ホームページで公表
- (3) 実施要領等の関係書類の入手方法
市公式ホームページからダウンロード

7. 実施要領及び仕様書に対する質疑及び回答

- (1) 受付期間 令和7年4月15日(火)～4月18日(金)午後5時
- (2) 提出書類 質疑書(様式3)
- (3) 提出方法 担当部署に電子メールにより提出。なお、電子メール送信後、担当部署へ電話連絡により到着確認を行うこと。
- (4) 回答期限 令和7年4月22日(火)
- (5) 回答方法 市公式ホームページで公表(質問者名は非公表)
- (6) そ の 他 質疑の回答は、本要領等の追加、修正として取り扱う。

8. 参加手続

(1) 提出書類

下記の書類を提出のこと。なお、守谷市競争入札参加資格規程（平成15年訓令第13号）に基づく令和7・8年度有資格者名簿（物品・役務）に登録された者については、⑦から⑯を免除する。

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| ① 参加表明書（様式1） | |
| ② 会社概要書（様式2） | 正本1部 副本6部 |
| ③ 業務実施体制調書（様式4） | 正本1部 副本6部 |
| ④ 業務実績書（様式5） | 正本1部 副本6部 |
| ⑤ 企画提案書 | 正本1部 副本6部 |
| ⑥ 見積書 | 1部（見積書、内訳書、捺印） |
| ⑦ 営業所一覧表（様式6） | |
| ⑧ 実績調書（様式7） | |
| ⑨ 技術者経歴書（様式8） | |
| ⑩ 登録証明書（写し） | |
| ⑪ 財務諸表（直前1年分） | |
| ⑫ 商業登記簿謄本（写し） | |
| ⑬ 国税に係る納税証明書（写し可） | |
| （税務署が発行した国税に未納がないことを証する納税証明書） | |
| ⑭ 県税に係る納税証明書（写し可）（茨城県に納税義務のある方のみ） | |
| （県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書） | |
| ⑮ 市税に係る納税証明書（写し可）（守谷市に納税義務のある方のみ） | |
| （守谷市が発行した市税に未納がないことを証する納税証明書） | |

※上記①～⑥については、紙媒体のほか電子データ（PDF）も併せて提出すること。

(2) 提出期限 令和7年5月15日（木）午後5時（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法 事前に担当部署に連絡したうえで、担当部署に持参又は郵送（書留）により提出。電子データについては、担当部署に電子メールで提出。

9. 企画提案書の内容

企画提案書の作成にあたっては、下記に掲げる事項を記載すること。

(1) 会社概要

(2) 本業務の実施体制等

- ・ 本業務の実施体制
- ・ 本業務を円滑かつ効果的に実施するための取り組み
- ・ 直近5年以内の地方自治体等におけるシステム導入計画策定、システム

調達支援、CIO 支援等の業務、DX 推進支援業務の受託実績

- ・ 情報セキュリティの管理を的確に行うための体制や認証の保有状況

- (3) 本業務の実施方針
- (4) 本業務の作業スケジュール
- (5) 本業務における支援の内容

10. 企画提案書作成上の留意事項

- ・ 別紙仕様書を熟読のうえ作成すること
- ・ 企画提案書は A4 サイズ(両面)で作成すること
- ・ 企画提案書は 1 者につき 1 案とする

11. 提案書等の審査

(1) 第一次審査(書類審査)

(ア) 実施日

令和7年5月16日(金)

(イ) 実施方法

企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を行い、得点の高い上位3者を第一次審査通過者として選定し、結果を通知する。また、第一次審査通過者には、第二次審査(プレゼンテーション)を実施する。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

(ア) 実施日

令和7年5月26日(火) 予定

(イ) 実施場所及び実施時間

第一次審査の結果と併せて通知する。

(ウ) その他

- ・ 第二次審査は、守谷市役所内または Web 会議システム「Zoom」によるオンライン開催とする
- ・ 出席者は、本業務委託の従事予定者を含み、1 提案者あたり3名までとする
- ・ 実施時間は、1 提案者あたり30分(説明20分、質疑応答10分)とする

12. 審査及び選考

(1) 審査基準

別表1及び別紙2のとおり。

(2) 選考

「守谷市 DX 推進業務に係る支援業務におけるプロポーザル審査委員会」が審査基準に基づき提案内容を評価・審査し、審査員の第一次審査と第二次審

査の評価点数の合計得点の高い者を契約締結相手方の候補者とする。なお、最高得点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約締結相手方の候補者とする。また、審査は非公開とする。

(3) 選考結果の通知

選考結果を書面により通知する。また、市公式ホームページで公開する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ・ 見積書の金額が提案限度額を超える場合
- ・ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- ・ 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合
- ・ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13. その他

- (1) 提案書等の作成、提出等に係る全ての費用については、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 市は、提出された提案書等の機密保持に十分配慮する。ただし、提出された書類は、情報公開請求により、守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号）に基づき、開示する場合がある。
- (4) 市は、提出された提案書等は、当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提案内容等は、委託先を総合的に比較検討し決定するためのものであり、内容が市の求めるものと合致しているとは限らないため、実際の事業については、委託事業者決定後、この案を基に市と再調整した上で、実施するものとする。
- (6) 提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加申込者に帰属する。
- (7) 本企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 提案者が1者であっても、第二次審査（プレゼンテーション）を実施し、選考するものとする。また、審査の結果、各審査員の第一次審査と第二次審査の評価点数合計の平均が120点未満の場合は契約締結相手方の候補として特定しない。

別表Ⅰ

守谷市DX推進業務に係る支援業務公募型プロポーザル 審査基準
第一次審査

(90点満点)

審査項目		配点	評価内容
プロジェクト運営	実施体制	25	・ 本業務を遂行するために十分な実績等を備えた要員を配置する等、プロジェクトの推進体制が充実しているか。 ・ 業務責任者は、3年以上のCIO支援等の業務の経験を有し、複数のプロジェクトにてリーダー経験を有しているか。 ・ 業務従事者（業務責任者含む）全員で、システム導入計画策定、システム調達支援、CIO支援等の業務、DX推進支援業務の経験を有しているか。
	プロジェクト管理	25	・ 進捗管理、課題・リスク管理、品質管理、コミュニケーション管理のプロジェクト管理の方法が明確にされているか。
	受注者の実績等	20	・ 直近5年以内に、国の機関、独立行政法人又は地方公共団体において、システム導入計画策定、システム調達支援、CIO支援等の業務、DX推進支援業務を受託しているか。
見積	価格評価	20	$(\text{最低提案見積額} / \text{提案見積額}) \times \text{配点}(20\text{点})$ (小数点以下切り捨て)

別表2

守谷市DX推進業務に係る支援業務公募型プロポーザル 審査基準
第二次審査

(110点満点)

審査項目		配点	評価内容
業務 実 施 方 針	業務の理解度	15	本業務の背景、目的を理解し、本業務を成功裏に収めるために妥当な実施方針が立てられているか。
業務 の 内 容	スケジュール	10	本業務の作業スケジュール(概要)について、わかりやすく示されているか。
	本計画における包括的な事業推進支援	30	本市の現状を踏まえ、支援の考え方と支援内容について、効果的なものであるか。
	DX 推進に関する企画支援	25	
	導入計画審査会に関する支援	10	
	その他各種支援 (DX 推進研修の実施)	15	
	その他各種支援 (情報提供)	5	